

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 大気汚染常時監視テレメータシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 26 ヶ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの運用及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく運用保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な運用保守が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 環境データ処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの運用及びシステムの保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な運用保守が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約の相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

自動車騒音の状況については、騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視することが定められている。

本市では、環境省が自治体配布用に提供している「面的評価支援システム（以下、支援システムという。）」を基に、「予測評価機能」を追加することで、独自の面的評価システム（以下、面的システムという。）を構築している。

「支援システム」は、自動車騒音の環境基準達成状況を把握するほか、自動車騒音常時監視結果の算出機能を有しており、市内幹線道路沿道（総延長 442.9km、723 区間）における低騒音舗装等の道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、反映させることで騒音レベルを計算させることができる。「予測評価機能」は、道路構造対策や交通流対策を行った場合の騒音値の変化を予測評価する機能であり、独自の面的システムを構築することで、道路構造対策や交通対策を行った場合の環境基準達成状況についても予測することが可能となっている。

本業務は、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価も行うことで自動車騒音における対策計画の効果的な立案等に資することができる。

「支援システム」、「予測評価機能」ともに中外テクノス株式会社が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

また、支援システム更新時に、予測評価機能との連動性を確保した面的システムの解析作業が必要であり、その作業については、両システムを開発した同社以外行うことができない。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 事業担当

環境局環境管理部環境管理課 交通騒音振動対策グループ

電話番号 06-6615-7941

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ビルサービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシラスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話 6630-3113）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度

西南環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業業務委託

2. 契約の相手方

(株)八鉦製作所

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、地下に埋設された輸送管内に空気の流れを作り、その流れに各家庭から排出されたごみを乗せて、中継センターまで輸送するものである。

施設を構成するローカルドラムや輸送管でのごみの閉塞は、何時発生するか予測が出来ず閉塞の原因も多岐にわたり、閉塞すると各家庭からのごみ収集が出来なくなり、円滑なごみ収集運搬事業に支障をきたすことから、早急な復旧が求められる。

南港管路輸送施設は、富士車輛(株)において独自の技術により一括施工されたものである。

本業務については、南港管路輸送施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本施設を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは本施設を設計・施工した富士車輛(株)であるが、南港管路輸送施設のメンテナンス事業であるローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業全般の業務については、(株)八鉦製作所に委嘱されており、本業務を実施出来るのは、(株)八鉦製作所だけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号06-6630-3384)

随意契約理由書

1 案件名称 東南環境事業センター天然ガス充填所管理運営業務委託

2 契約の相手方 大阪ガスエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

天然ガス充填所とは、天然ガスを燃料としているごみ収集車両に、圧縮した天然ガスを充填する燃料補給施設である。主要な設備として、ガス圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサーで構成され、大阪ガスエンジニアリング株式会社により設置された施設である。

本案件は、東南環境事業センターに設置した天然ガス充填所設備の法令検査、定期自主検査、定期整備を行うものであるが、定期整備業務については、製造及び保守点検整備に関するデータ等が非公開であり、また充填所施設が正常に機能するための性能保証上、設置業者である大阪ガスエンジニアリング株式会社以外では実施することが出来ない。また、法令検査、定期自主検査についても、大阪ガスエンジニアリング株式会社に一括で任せることにより、点検・整備等を包括的かつ効率的に行うことができ経費節減にも繋がるものである。

上記の理由により、大阪ガスエンジニアリング株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3227）

随意契約理由書

1 案件名称

環境活動推進施設設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化していることから、本業務は国際陳列館の保守点検業務と一体的に行う必要がある。

本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合には、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館を含む、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、指定管理により上記業者が実施しているため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3218）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市粗大ごみ収集受付センター運営業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

3 随意契約理由

(1) 粗大ごみ収集については、ごみの減量化を推進するため、電話等による申し込み（申告制）を導入し、平成12年10月から全市実施している。申告制については、市内どこからでも同じ電話番号に申し込むことができる粗大ごみ収集申込受付業務を行ってきたところであり、また、受付業務及び収集作業の効率化を図るため、平成17年6月からはコンピューターシステム（粗大ごみ収集受付システム）を導入している。

同社（当時の社名は株式会社NTTダイナミックテレマ）は、平成9年9月からのテスト実施を検討した際、他都市において同業務を行っていた実績があり、また、当時同業務を行っている事業者が他に存在しなかったことから、特名随意契約により委託したのをはじめとして、現在まで本市申込受付業務を行っている。

同社がこれまで蓄積してきた本市粗大ごみ収集受付業務についての経験と知識を活用することにより、輻輳することなく円滑に業務を運営することができ、責任ある作業の遂行を期待することができる。また、粗大ごみ収集受付システムについても、システム上のデータ（狭隘路情報、集合住宅排出場所情報等の地図情報、過去の申し込み履歴、品目情報、収集日程情報）が蓄積・整備されており、引き続き活用することが可能である。

そうしたことから、平成29年4月以降についてもこれまでどおり安定した粗大ごみ収集申込受付業務を行うにあたり、受付業務とシステム運用を一体で行うことができる同社に委託することが経費面や技術的な観点からも有益である。

(2) 仮に、別事業者が受付業務を行う場合、一から受付オペレータ研修を実施する必要があるとともに、その研修や新たなシステムの構築及び機器設置等により経費が別途必要である。さらには、これまで蓄積・整備されてきたデータを業務に支障をきたすことなく円滑に移行するためには、運用に至るまで相当の準備期間が必要となる。

また、粗大ごみ収集受付システムの所有権は同社にあることから、入札による方法を行った場合には、運営費及び本市仕様に合わせてシステムを新たに構築する必要があり、現在よりシステム構築費が高価となる。そうしたことから、現行の受付システムにおける大幅なシステム改編や機器更新のタイミングにより経費が増大する場合には、本市における有益性を鑑みたくえ、一般競争入札等を検討することとするが、今年度については、受付システムに支障が生じることがないことから、単年度契約により現システムを継続して利用することが、本市にとって大きな有益性があるため、本業務を特名する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3226）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）連携事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター

3 随意契約理由

当該事業において委託業務を実施するには、環境分野の専門知識、国内外の国際機関及び政府関係者等との交渉・調整能力、国際イベント開催等の豊富な経験等が必要不可欠であり、大阪市が実施している取組みを理解して、さらに発展させていくための提案が求められることから、業務の性質上、価格競争による入札に適さない。

事業を実施する上で最も高い効果を出すためには、業務遂行に必要な能力・経験に秀でた事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用することとし、本市のホームページにて企画提案を広く募集して、選定会議において有識者から意見を聴取した。

その結果、上記の事業者は業務遂行に必要な能力・経験に秀でており、当該事業を実施するうえで上記業者に委託することが最適あることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に対して、定例的に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設への搬入票（年 25 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、許可業者（平成 29 年 3 月 1 日現在で 301 業者）に交付等する事務、許可業者からの許可等に関する相談への対応事務および排出者からの事業系ごみについての問い合わせ対応等事務である。

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）には許可業者の大半が加盟（平成 29 年 3 月 1 日現在 301 業者中 284 業者が加盟）しているため、各許可業者の相談窓口として効率よく対応できる。また、一廃協としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別許可業者へ手渡しで配付することが可能であるという利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を一廃協以外の民間業者へ委託した場合は、一廃協の集会を活用した搬入票の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を確保する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

そして、排出者に対して本市より、一般廃棄物の適正処理の問い合わせ先として案内することもあるため、一廃協での事業系ごみについての問い合わせ対応が必要となってくる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課 （電話番号 06-6630-3269）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度環境教育、学習の振興等に係る業務委託

2 契約の相手方

環境事業協会・あだーじょ共同企業体

3 随意契約理由

本業務は、市内で環境活動を行う NGO/NPO・事業者等の各団体が自立しネットワーク構築等ができるよう関連業務により支援し、併せて市民向けの環境啓発を地域で展開することで、環境教育、学習の振興を図り、都市環境の保全及び創造並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

そのためには、環境活動等に関する専門的な知識や経験に加え、受託者が培ってきた各種団体や企業等に対するファシリテイト、コーディネート等の能力を十分に発揮することによって、本市の実情に適したネットワーク会議の円滑な運営と各活動団体等間とのベストマッチングを図りながら、環境活動推進施設を拠点として環境活動の活性化を進めるとともに、全市を対象とする魅力的な企画提案に基づいて事業を行う必要があることから、本業務は非定型的かつ創造力を要するものである。

これらのことから、2月16日付けの契約事務審査会での審議を経て、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用するものとして決定した。

企画提案を募集した結果、4団体の応募があり、3月17日に外部の有識者による「環境教育、学習の振興等に係る業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、審査を行った。

その結果、最も優れた提案者であるとされた上記団体を契約相手方として選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3218）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を廃棄物処理法に基づき、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものである。

また、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室からの通知により、経済産業省を經由して、製造業者より指定引取場所や家電リサイクルプラントの管理を委託された管理会社より選定されることとなっており、選定された事業者のうち、関西リサイクルシステムズ株式会社は冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾電池等の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

乾電池や蛍光灯管・水銀体温計等は、亜鉛・マンガンなどの金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成 13 年 10 月より廃乾電池・廃蛍光灯管等の回収を開始した。

また、国においては、水銀に関する水俣条約の採択を踏まえ、平成 27 年 6 月に、水銀等の環境への排出を抑制し、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を公布するなど、水銀添加廃棄物の適正な回収等に向けて取り組んでいる。

このことから現在、本市では、各環境事業センターの受付窓口及び区役所等に設置する回収ボックスにおいて廃乾電池、廃蛍光灯管及び水銀体温計を、各環境事業センターの受付窓口において水銀血圧計・水銀温度計を市民から回収を実施している。回収された廃乾電池及び水銀添加廃製品は、各環境事業センターより再資源化処理施設に搬入している。

これらの品目を適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産株式会社 1 社だけである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、収集対象家屋が年々減少している実態に即し、し尿処理業務について適正な措置を講ずる必要がある。

同組合と契約することにより、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減し、地域内の許可業者に均等に機会をあたえることが可能となり、また処理業者の中には清掃作業に必要となる10t吸引車を所有していない許可業者も多く、複数業者の車両を調整しながら、適正に一括業務を行うことができる。

以上のことから、本業務である受入槽・貯留槽等の清掃作業には、し尿等の収集運搬許可業者（28社）での対応が適切かつ迅速であるため、大阪府衛生管理協同組合と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 業務名称
環境局管理用地（鶴見区焼野緑地帯）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

鶴見区焼野地区の環境局所管地については、管理区域が不明確であることに伴い、フェンス倒壊への対応などについても困難を生じており、管理が十分にはできていない状況にある。そのため、隣接する多数の土地との境界確定を早期に行う必要があるが、境界確定業務は公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものである。

このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士（以下「調査士」という。）であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力等も必要となってくる。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握すら困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務である。また、業務が予定された登記申請まで至らず、業務が途中で終了することも十分有り得るため、業務の性質上、請負業務ではなく、委任業務相当と考えられるものである。本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。

わが国では、官公署が所管する不動産について嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応が困難な実情であった。

そのため、昭和60年に土地家屋調査士法の改正により、官公署による不動産の適正かつ迅速な登記に寄与することを目的として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立されることとなった

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、測量・表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人組織である。

以上の理由により、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3364）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度地中熱等導入促進事業調査業務委託

2 契約相手方

中央開発株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務では、平成 28 年度から 30 年度にかけて、地盤沈下等の環境影響の解析と予測手法を検討するとともに、環境影響を回避しつつ地下水の適正な熱利用を行うための新たな指標と管理手法を検討することで、現行の揚水規制の適正な緩和をめざす。

平成 28 年度は公募型プロポーザル方式にて、3 年間の事業の全体計画を含めた企画提案を募集し、上記業者を選定・契約を行い、有識者や環境省の担当課室からなる「大阪市域における地盤環境に配慮した地下水の有効利用に関する検討会議」を運営、同会議に意見を諮りながら、地盤環境モニタリングのための観測井の最適な配置、観測項目やモニタリング手法等を検討し、うめきた 2 期暫定利用区域において観測井の構築を行った。また、大阪市域における地下水の有効利用に向けた新たな管理手法の検討の方向性を取りまとめ、新たな地盤環境管理指標やあるべき規制のあり方の検討に着手した。

平成 29 年度は、前年度に引き続き、大阪市域における地下水の有効利用に向けた新たな管理手法の検討を進め、検討会議の運営を行い、同会議からの意見を反映させながら、検討に必要なモニタリングの実施、地盤データの収集・解析を行い、新たな地盤環境管理指標や地下水の揚水規制のあり方について、国に対する提案の中間とりまとめを行う。

平成 30 年度に掲げた事業目的を達成するため平成 28 年度に実施した業務については、検討会議の意見を反映した調査機器の見直しや、地盤沈下予測モデルの作成など、上記業者が独自に構築してきたものであり、当該業務成果を踏まえて平成 29 年度の業務を設計している。よって、上記業者以外の者に履行させると、事業の進め方や検討の方向性の保持において担保がとれず、事業目的達成の大幅な遅滞、ひいてはその達成が困難となりかねない。以上より、上記業者と特名随意契約を行う。

なお、本業務は、別途環境省委託事業として産学官で実施している帯水層蓄熱利用システムの技術開発・実証事業と連携して行うものであり、当実証事業の進捗状況を見据えながら実施する必要があるため、単年度毎の契約としている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）
(電話番号 06-6630-3479)